



平成 27 年 5 月 11 日

各 位

会社名 松田産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 松田 芳明
(コード：7456 東証第一部)
問合せ先 取締役 IR 部長 木下 敦視
(TEL. 03-5381-0728)

定 款 の 一 部 変 更 に 関 す る お 知 ら せ

当社は、平成 27 年 5 月 11 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 66 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

—記—

1. 定款変更の目的

当社は、平成 27 年 3 月 13 日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 66 回定時株主総会の承認を条件に、より透明性の高い経営の実現とコーポレートガバナンスの一層の強化を目的として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、定款の一部変更を行います。

また、平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結できる役員の範囲が拡大することに伴い、業務執行を行わない取締役が、期待される役割を十分に発揮すべく、責任限定契約を締結できるようにする旨の変更等をあわせて行います。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)	平成 27 年 6 月 25 日
定款変更の効力発生日 (予定)	平成 27 年 6 月 25 日

以 上

【別紙】定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

なお変更部分には下線を付しております。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は 15 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 20 条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条 当社の取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> は、15 名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役 (以下、「監査等委員」という。)</u> は、5 名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 20 条 当社の取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条 当社の取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、他の現任監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4. 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>(業務執行の決定の取締役への委任)</u></p> <p>第 27 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の</p>

【別紙】 定款変更の内容

<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 27 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>2. 取締役会の議事録は、議事の日から 10 年間本店に備え置く。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 28 条 当会社の取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 29 条 当会社の取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当会社は<u>社外取締役</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(監査役および監査役会の設置)</p> <p>第 31 条 当会社は、<u>監査役および監査役会</u>を置く。</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第 32 条 当会社の監査役は 4 名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第 33 条 当会社の監査役は、株主総会の決議によ</p>	<p><u>規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 28 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>2. 取締役会の議事録は、議事の日から 10 年間本店に備え置く。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 29 条 当会社の取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 30 条 当会社の取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 31 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当会社は<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(監査等委員会の設置)</p> <p>第 32 条 当会社は<u>監査等委員会</u>を置く。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
--	--

【別紙】定款変更の内容

<p><u>って選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役の解任)</u></p> <p>第 34 条 <u>監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第 35 条 <u>当会社の監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>3. <u>会社法第 329 条第 2 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>4. <u>前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(常勤監査役)</u></p> <p>第 36 条 <u>監査役は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第 37 条 <u>当会社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議の方法)</u></p> <p>第 38 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第 39 条 <u>監査役会における議事の経過およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第 33 条 <u>当会社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u></p> <p>第 34 条 <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p>第 35 条 <u>監査等委員会における議事の経過およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>
---	---

【別紙】 定款変更の内容

<p>2. <u>監査役会</u>の議事録は、議事の日から10年間本店に備え置く。 (監査役会規程) 第40条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。 (監査役の報酬等) 第41条 <u>当会社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u> (監査役の責任免除) 第42条 <u>当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> 2. <u>当会社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>2. <u>監査等委員会</u>の議事録は、議事の日から10年間本店に備え置く。 (監査等委員会規程) 第36条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>第6章 会計監査人 (会計監査人の設置) 第43条 当会社は、会計監査人を置く。 (会計監査人の選任) 第44条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。 (会計監査人の任期) 第45条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。 (会計監査人の報酬等) 第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>第6章 会計監査人 (会計監査人の設置) 第37条 当会社は、会計監査人を置く。 (会計監査人の選任) 第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。 (会計監査人の任期) 第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。 (会計監査人の報酬等) 第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>

【別紙】 定款変更の内容

(会計監査人の責任免除)

第 47 条 当社は会計監査人との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 48 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から(翌年) 3 月 31 日までとする。

(期末配当金)

第 49 条 当社は株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当を支払う。

(中間配当金)

第 50 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第 51 条 当社の期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

(新設)

(会計監査人の責任免除)

第 41 条 当社は会計監査人との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 42 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から(翌年) 3 月 31 日までとする。

(期末配当金)

第 43 条 当社は株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当を支払う。

(中間配当金)

第 44 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第 45 条 当社の期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

1 当社は、第 66 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 第 66 回定時株主総会終結前の社外監査役(社

【別紙】 定款変更の内容

	<p><u>外監査役であったものを含む。)の行為に関する 会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契 約については、なお同定時株主総会の決議による 変更前の定款第 42 条第 2 項の定めるところによ る。</u></p>
--	--